

2015年9月24日

関係各位

野村ホールディングス株式会社  
コード番号8604  
東証・名証第一部

## 当社子会社に対する訴訟の和解について

野村ホールディングス株式会社(グループCEO:永井浩二、以下「当社」)の英国子会社Nomura International plc(ノムラ・インターナショナルplc、以下「NIP」)は、英国時間9月23日、イタリアおよび英国で係属中のイタリアのBanca Monte dei Paschi di Siena SpA(モンテパスキ銀行、以下「MPS」)との訴訟<sup>※1, 2</sup>について、NIPがMPSに対し実質的に440百万ユーロを支払う<sup>※3</sup>内容で和解に至りましたのでお知らせします。本和解の2016年3月期の連結損益への影響額は約345億円と見込んでおり、その影響額全額を第二四半期で計上する予定です。

当社は、本訴訟の原因となった取引は適法・適正に行われたものと考えており、今般の和解は当社の法的責任を認めるものではありません。しかしながら当社としては、欧州関係当局や外部の専門家の意見、助言にも鑑み、現段階において和解を選択することが最善であると判断しました。

※1 イタリアにおける訴訟

2013年3月、MPSがMPSの元経営者とNIPに対してイタリアの裁判所に訴えを提起したものの訴えにおいてMPSの現経営者は、MPSの元経営者が2009年にNIPと締結したデリバティブ取引から生じた損害の賠償を請求(最終的な請求額は1,142百万ユーロ)。

※2 英国における訴訟

2013年3月、NIPがMPSに対し、MPSとのデリバティブ取引に係る契約の有効性の確認を求める訴えを提起したものの。

※3 実際には、本訴訟の原因となった取引を契約に基づいて清算するにあたってMPSからNIPに支払われるべき額を440百万ユーロ減額します。

以上